

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

加東市

### 2 構造改革特別区域の名称

加東市はぐくみ給食特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

加東市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

加東市は、平成18年3月20日に社町、滝野町、東条町の合併により誕生した。市域は、東西19.9km、南北17.1km、総面積157.49km<sup>2</sup>で、兵庫県中央部やや南よりに位置し、清流加古川と数多くの支流が潤す豊かな風土と国宝朝光寺をはじめ時代を超えて受け継がれてきた有形・無形の文化財が数多く残る伝統文化が息づくまちである。

市の中央には東西方向に中国自動車道が走り、2つのインターチェンジを有する北播磨の交通の要衝となっている。国・県の施設が多く立地する市の中心部には、滝野・社インターチェンジがあり、国道175号、国道372号が交差する交通の利便性を生かし、社サイエンスパーク、滝野工業団地へ製造業、流通業等が進出し、それにあわせて様々な産業が発展している。また、東部のひょうご東条インターチェンジを中心とした新市街地を形成するひょうご東条ニュータウン・インターパークには、製造業等が進出している。主産業である農業では、酒造好適米の山田錦の栽培が盛んであり、その一方で地域特性を生かした近郊農業や観光農業が発展しつつある。

平成22年の国勢調査による本市の人口は40,181人となっており、平成17年には減少した人口が再び増加、世帯数については一貫して増加している。しかしながら、14歳未満人口が減少する半面、65歳以上人口は増加を続けており、65歳以上人口が総人口に占める割合を示す高齢化率については、平成17年の20.28%から平成22年は22.05%ととなり、少子高齢化は徐々に進行している。今後は、株式会社東洋経済新報社「住みよさランキング」において高評価を得ている「安心度」と「快適度」を生かした「住みよいまちづくり」に努めることで、若者等が定住できるまちを目指している。

現在、公立保育所では保護者の就労を支援するため、乳児保育、障害児保育、一時保育、延長保育等の特別保育事業に取り組み、保護者の多様な保育ニーズに対応した

保育事業を展開しているものの、核家族の増加や就労状況の変化及び就労形態の多様化により、低年齢児の保育所入所希望や産休明け入所の希望が増加している。また、定員に満たない公立幼稚園があるなか、公立保育所では待機児童が発生するという矛盾を抱えている。合併10年を迎え、公共施設の適正配置に取り組む中で、これらの解決のため、公立保育園と公立幼稚園を統合した「公立幼保連携型認定こども園（新設）」の平成31年度開設に向け準備を進めており、公立保育所3園（社保育園、三草保育園、米田保育園）は平成28年4月1日の幼保連携型認定こども園への移行に向け手続中である。現在、へき地保育所を除く公立保育所（社保育園、三草保育園、米田保育園）については、自園調理により給食を提供している。今般、特例措置を受けようとする米田保育園（平成28年4月1日から「米田こども園（仮称）」に移行予定）は建設から20年を経過し、厨房設備の老朽化や調理機器の不具合により調理業務に支障が生じているが、公立幼保連携型認定こども園（新設）の建設計画の関係から大規模な設備改修や調理機器の更新が難しく、自園調理による給食の提供が困難な状況にある。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」を活用することで、本市においては社こども園（仮称、現名称：社保育園）での食材の一元購入と一元調理及び調理員の適正配置による調理業務経費、施設の維持管理費等の節減が図られ、施設運営における子育て支援施策の充実、多様な保育ニーズに応えるための財源確保が可能となる。

また、限られた職員配置の中での自園調理では、繁忙時には調理師の資格を持つ保育士、栄養士が調理を補助するなどして対応してきたが、調理業務の集約化により職員が自己の専門分野の業務に専念することで、より多様なメニューを展開できるほか、1名の栄養士で複数の施設の栄養管理をすることが可能となる。

食育の面では、「食」の楽しみや重要性について保護者や子供たちへの情報の発信、提供に努め、乳幼児期からの発達段階に応じた子どもの食習慣についての現状を把握することにより、乳幼児からの一貫した食育の推進を図る。

さらに、中核施設による食材の一元購入により、これまで施設ごとでは少量であるため調達できなかった地域農産物の利用が可能となり、生産者の見える安心で安全な給食の提供及び地産地消を推進することができ、地域の活性化にもつながる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### ① 食育の推進

米田こども園（仮称、現名称：米田保育園）の給食を社こども園（仮称、現名称：社保育園）からの外部搬入方式とすることにより、効率的に給食を提供する

と同時に、質の高い食育の推進を図る。また、子どもたちが食の活動を通して食べることの楽しさを体験し、食に対する関心を高め、「食」は「命」の源であり、生きていくうえでの基本であることを知らせ気づかせるとともに、「献立表」や「園だより」、園行事を通して、健康的な食について保護者の関心を高め、食の正しい知識を通じて子どもたちに乳幼児期から望ましい食習慣が身につくような取組を行う。

## ② 地産地消の推進

地域の特産物や地元の農産物を活用することで、子どもたちに安全・安心な地元産の食材に関心を持たせるとともに、地産地消を推進し、地域農業の活性化を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 社こども園（仮称、現名称：社保育園）において、給食材料の一元購入、一元調理、調理設備等の集約化が可能となり、調理員の適正配置、作業効率の向上により公立幼保連携型認定こども園の管理運営の合理化及び人件費の節減を図ることができる。

② ①の取組みにより節減された経費を財源として、地域の特産物や新鮮な農産物を社こども園（仮称、現名称：社保育園）及び米田こども園（仮称、現名称：米田保育園）の給食の食材として購入することで、地元生産者の作付面積の拡大につながる。そして、生産者が見える食材を使用することで、子どもたちや保護者が食材をより身近なものとして捉えることができ、地域の食に対する関心の高まりと地産地消の促進につながる。

また、節減された経費を保育サービスの充実の財源にも充当することで、保護者の保育ニーズにこたえることも可能となり、女性の就業意欲を高め、社会の活性化に資することができる。

## 8 特定事業の名称

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### ① 食育の推進

「社こども園（仮称、現名称：社保育園）での一元調理により、公立幼保連携型認定こども園間での給食内容の格差を解消する。また、栄養士、調理師を集約することで、統一した栄養管理のもとで食育を推進することができる。

② 地産地消の推進

地域の特産物や農産物を取り入れた献立を作成することで、地域産業の拡大を図ることができる。

③ 子育て支援サービスの拡大

給食の外部搬入を実施することにより節減された経費を有効に活用し、多様化する保育ニーズに対応するとともに子育て支援サービスの一層の充実を図る。

また、平成31年度の公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園の統合（新設：公立幼保連携型認定こども園）に向け、調理員間の連携を深めつつ新体制への円滑な移行を図ることで、給食のレベルの維持に努める。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

米田こども園（仮称）

【現時点の名称：米田保育園

平成 28 年 4 月 1 日公立幼保連携型認定こども園へ移行予定】

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始日

平成 28 年 4 月 1 日

### 4 特定事業の内容

構造改革特別区域内の米田こども園（仮称、現名称：米田保育園）の給食を社こども園（仮称、現名称：社保育園）からの外部搬入方式により実施する。

なお、アレルギー児については、これまで同様、アレルギー専門医及びアレルギー検査結果表に基づき、保護者、調理員、保育教諭等の連携のもと除去食に対応する。また、体調不良児については、医師、保護者、調理員、保育教諭等と連携体制を整え、適切な食事を提供するとともに、3歳未満児については給食の搬入のほか、搬入先（米田こども園（仮称）、現名称：米田保育園）の調理室で個々に応じた調理方法で必要に応じた回数、時期で給食等を提供する。

搬入された給食については、米田こども園（仮称、現名称：米田保育園）園長、調理員等が、現調理室にて室温等の環境管理、衛生管理のもと、検食、保存食の確保及びアレルギー児の誤配予防等を徹底し、3歳未満児については、従来通りきざみ方を食べやすく飲み込みやすくする工夫を行う等の対応により、安全な給食の提供を行う。

### 5 当該規制の特例措置の内容

搬入元となる社こども園（仮称、現名称：社保育園）は平成 13 年に建設され、調理設備、衛生面等完備されており、1日 250 食の調理が可能である。また、外部搬入方法で実施することで、給食材料の今以上の吟味選択が可能となり、達効率が高まり、栄養管理面でも 1 施設内で統一した栄養管理とより質の高い給食を提供することが可能となる。さらに、搬入先の米田こども園（仮称、現名称：米田保育園）においては、使用している調理器具等がそのまま利用でき、加熱、保存等の調理機能を引き続き利用することができる。また、社こども園（仮称、現名称：社保育園）と米田こども園は 6.0 km の近距離にあり、車で約 10 分程度で搬送可能であるため、作りたての給食を短時間で搬入することができる。

特例措置の実施にあたっては、平成10年2月18日児発第68号『保育所における調理業務の委託について』の留意事項、及び「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児第0601第4号）」における留意事項を厳守する。

・米田こども園（仮称、現名称：米田保育園）の給食は、現社保育園及び現米田保育園の調理員が合同で調理にあたり、園児の発達段階、健康状態に応じた幼児食に対応する。食事は、従来のおり3歳児以上は昼食1回、おやつ1回（午後3時）、3歳未満児は昼食1回、おやつ2回（午前10時・午後3時）を提供する。0歳児の人工乳は、個々の発達段階と家庭との連携のもと提供する。幼保連携型認定こども園の1号認定児についても同じく給食（昼食1回）を提供する。2回食の乳児については、離乳食後人工乳を個々に与える。

・栄養面では、「食育指導計画」及び「幼保連携型認定こども園教育、保育要領」に基づき、栄養士免許を持つ調理員が徹底した栄養管理等に努め、乳幼児に必要な栄養素量を確保する。また、定期的に施設長、調理員（栄養士）等が会議及び研修会を開催する。平成24年からは「咀嚼力を高めるかみかみメニュー」に力を入れている。今後は、地元野菜を使つての行事食、当該園で収穫した野菜等を使ったクッキング等も多くとりいれられるよう検討する。乳児の離乳食については保健センターと連携し、給食研修会において実習と研修を行う。各園の給食内容検討表は、市内保育園から加東市子育て支援課に集められ、その後加東健康福祉事務所へ提出され、その結果を踏まえ給食献立の作成に反映させている。加東健康福祉事務所指導のもと、市保健センターとも連携し「早寝・早起き・朝ごはん運動」に取り組み、規則正しい食生活習慣形成の重要性について意識向上及び実践を目標に、園行事等を通じて乳幼児とその保護者へ食育指導を行い、食を通じた子どもの健全育成に取り組む。

・防火面では、消防設備点検（年2回）及び北はりま消防組合加東消防署の点検指導（年1回）を受ける。プロパンガス及び電気の点検は定期的実施する。

・衛生面では、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日付指第14号）」を遵守し、毎日調理員が調理室内の点検及び調理前・調理中・調理後の調理記録簿、食品加熱滅菌記録簿、食材チェック、冷蔵庫・冷凍庫の温度記録を付ける。

調理員、園長並びに主任・乳児担当の保育士は検便（年12回）及び加東健康福祉事務所の衛生講話（年1回）を聞くなど、調理室、ほふく室の保清、衛生管理に

努める。また、給食の搬送については、専用車(購入予定)を使って車内衛生管理及び温度管理にも細心の注意を払うように努める。

・社こども園（仮称、現名称：社保育園）の調理業務は、業者委託ではなく、市職員が直接行っているが、上に記載のとおり、栄養・防火・衛生面において細心の注意を払うとともに、外部搬入の際には、食材を加熱調理後、保温又は保冷効果のある食缶に入れ、速やかに提供するクックサーブ方式で行う。

・外部搬入にあたっては、通常、調理業務受託者と委託契約を締結することとなっている。しかし、本申請は、搬入先・搬入元ともに加東市立の施設であり、契約という行為は馴染まないため、社こども園（仮称、現名称：社保育園）管理者と米田こども園（仮称、現名称：米田保育園）管理者が覚書を締結し、委託内容、責任の所在及び給食の外部搬入に係る基準を遵守すること等を明確にする。

<搬入元：社こども園>

調理室面積	70.78 m <sup>2</sup>
調理員配置数	3名（職員1名、日々雇用職員2名）
調理能力	250食
調理器具一覧	ガスフライヤー、食器消毒保管庫、調理台、三層シンク、ガス回転釜、球根皮むき器、ガスコンロ台、まな板、エアタオル、石油給湯器、石油屋外タンク、自動食洗機、ガスオーブン、包丁・まな板乾燥機、配膳台、配膳用ワゴン、大型冷凍冷蔵庫、冷凍庫、炊飯器

<搬入先：米田こども園>

調理室面積	42.63 m <sup>2</sup>
調理師配置数	2名（職員1名、日々雇用職員1名）
調理能力	50食
調理器具一覧	配膳・調理台、冷凍庫、冷蔵庫、電子レンジ、電子オーブン、食器乾燥機、炊飯器、ガスコンロ、シンク、ガス給湯器、包丁まな板乾燥機

## 6 給食配送スケジュール

配送車による迅速な配送に努める。2園は近距離にあるため、配送先の園はこれまでのとおり、給食開始時間を変更することなく給食の提供が可能である。(午前8時30分から調理を開始、午前10時30分頃配送を開始する。)

なお、給食は調理完了後30分以内に喫食が可能である。

